

発生段階ごとの主な対策（１）

	状態	目的	(1)実施体制	(2)サーベイランス・情報収集	(3)情報提供・共有	(4)予防・まん延防止
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えて体制の整備を行う。 発生の早期確認に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 市行動計画の作成・見直し 庁内連絡会議を通じた初動体制の整備 業務継続計画の策定・見直し 国や道、関係機関との情報交換、連携体制の確認、訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の情報収集 通常のサーベイランス 	<ul style="list-style-type: none"> 各種媒体を利用した継続的な情報提供 個人レベルの感染対策の普及 市民への情報提供内容や媒体の検討 国・道・関係機関との緊急情報提供の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 個人における基本的な感染対策（咳エチケット・手洗い・うがい等）の普及 緊急事態時に道が行う不要不急の外出自粛等に対する理解促進 道等の要請に応じ、地域・職場対策、水際対策の取組等への適宜協力
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生に備えて体制の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内連絡会議を通じた情報の集約・共有・分析 状況によって、市対策本部を設置 道と連携して、国の基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に周知 	<ul style="list-style-type: none"> 海外での発生状況の情報収集 道内における患者の全数把握の開始 学校等でのインフルエンザ集団発生の把握強化 	<ul style="list-style-type: none"> 海外での発生状況、道内発生した場合の対策について、各種媒体を利用して一元的に情報発信 道等の要請に応じ、一般的な相談窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策を積極的に周知 国から感染症危険情報が発出された場合、国・道と連携し、渡航者への情報提供に協力
国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 （地域未発生期） 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 （地域発生早期） 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 	<ul style="list-style-type: none"> 国内での感染拡大をできる限り抑える。 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内連絡会議を通じた情報の集約・共有・分析 国の基本的対処方針を踏まえ、状況によっては、市対策本部（任意）を設置し、道内発生早期の対策を確認 市民への適切な情報提供 国が基本的対処方針を変更した場合は、道等と連携し、医療機関、事業者、市民に広く周知 <p>【緊急事態宣言の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特措法に基づき、市対策本部を設置し、道と連携しながら、緊急事態に係る対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生状況等の情報を積極的に入手する。 国・道の要請に応じて、学校等での集団発生の把握等の取組に適宜協力 	<ul style="list-style-type: none"> 道内外での発生状況や具体的な対策を、各種媒体を活用し、リアルタイムで市民に情報提供 個人レベルでの感染予防策、感染疑い、患者となった場合の対応を周知 国や道、関係機関と双方向の情報共有を強化し、迅速な伝達と状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 国内での感染拡大防止のため、個人における基本的な感染対策を勧奨 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請 学校・保育施設等の設置者に対し、学校保健安全法に基づく臨時休業を要請 事業所に対し、症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請 国が行う渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起に適宜協力 <p>【緊急事態宣言の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特措法に基づき、道が実施する感染対策の徹底要請等に協力
国内感染期	<ul style="list-style-type: none"> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 （地域未発生期） 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 （地域発生早期） 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 （地域感染期） 道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害を最小限に抑える。 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内連絡会議において情報の集約・共有・分析 国が基本的対処方針を変更した場合は、道と連携し、速やかに対応 <p>【緊急事態宣言の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特措法に基づき、市対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえ、市行動計画に基づいた対応を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生状況等の情報を積極的に入手する。 国・道の要請に応じて、学校等での集団発生の把握等の取組に適宜協力（患者が多数となった場合は、通常サーベイランスに戻る） 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、個人における基本的な感染対策の実践を勧奨 引き続き、学校・保育施設等の臨時休業等を適切に行うとともに、事業者等に対して感染予防対策を周知 引き続き、国・道の要請に応じ、事業者等への感染対策の強化、国が行う渡航者・入国者等に対する情報提供・注意喚起等に適宜協力 <p>【緊急事態宣言の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特措法に基づき、道が実施する感染対策の徹底要請等に協力 	
小康期	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。 	<ul style="list-style-type: none"> 国が基本的対処方針を変更した場合は、速やかに対応 各段階の対策に関する評価を行い、政府行動計画、道行動計画の見直しを踏まえ、市行動計画等の見直しを実施 <p>【緊急事態解除宣言の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道と連携し、対策を見直すなどの所要の措置（対策の縮小・中止） 速やかに市対策本部を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザの発生状況等必要な情報を収集する。 再流行を早期に探知するため、学校等での集団発生等の調査等の取組に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 第一波の終息と第二波発生の可能性や備えの必要性を市民に情報提供 寄せられた問い合わせ、情報を取りまとめ、情報提供のあり方の評価と見直し 国、道、関係機関と双方向の情報共有体制を維持 道等の要請に応じ、相談窓口の体制を縮小 	<ul style="list-style-type: none"> 道等と連携し、海外での発生状況を踏まえ、渡航者等への情報提供・注意喚起に関する国の見直しを市民に周知

発生段階ごとの主な対策（２）

	(5) 予 防 接 種		(6) 医療	(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保			
	(特定接種)	(住民接種)		(要援護者の生活支援)		(遺体の火葬・安置)	
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種実施体制構築（国が実施する登録事業者の登録業務等）への協力 ・対象となり得る職員に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内の接種体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民接種の実施主体として、速やかに接種できる体制の構築 ・国・道の支援を受け、広域的な接種を可能にするよう努める。 ・医師会、学校関係者等と協力し、具体的な実施方法（医療従事者、接種場所・時期の周知、予約等）について準備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係者との連携を密にし、道等の要請に応じ、保健所を中心とした二次医療圏単位の医療体制の整備等について、適宜協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・道等からの要請に応じ、指定（地方）公共機関における業務計画の策定支援、状況確認に適宜協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域感染期における要援護者（高齢者・障がい者等）への生活支援、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握し、具体的手続きを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・道等からの要請に応じ、火葬又は埋葬を円滑に行うため、道等が行う火葬場の火葬能力、一時的遺体安置施設等の把握、検討に適宜協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資・資材の備蓄、施設・設備の整備
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・国、道と連携し、ワクチンの円滑な供給体制等に関する情報を収集 ・特定接種の実施に係る国の決定について情報収集を行う。 ・道と連携し、国が実施する特定接種に協力 ・市職員の対象者等に対し、特定接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国と連携し、速やかに住民接種が実施できるよう集団接種を基本として接種体制の準備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道が行う医療に関する対策（症例定義の周知、医療体制の整備、帰国者・接触者相談センターの設置等）の情報を収集し、道等からの要請に応じ、適宜協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道が事業者に対して行う従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防対策の実施準備の要請に適宜協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生が確認されたことを要援護者等へ情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・道等からの要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的遺体安置施設等の確保を準備 	
国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・道と連携し、引き続き国が実施する特定接種に協力 ・特定接種の対象者となる市職員への接種を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・道と連携し、国が決定する住民接種の接種順位等の内容を確認 ・ワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、国の示す接種順位に従って、住民接種（新臨時接種）を開始 ・国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始 ・国や道と連携して、全市民が速やかに接種できるよう接種体制をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道が行う医療対策の情報を積極的に収集 ・道が設置する帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの周知継続 ・国・道からの要請に応じ、適宜協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・道が事業者に対して行う従業員の健康管理の徹底と職場における感染予防対策の開始要請に適宜協力 		<p>【緊急事態宣言の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り火葬場の火葬炉を稼働 ・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、臨時遺体安置所を直ちに確保 	<p>【緊急事態宣言の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 ・国及び道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰、買占め、売惜しみが生じないように、調査・監視し、必要に応じ、相談窓口・情報収集窓口を充実する。
国内感染期		<p>【緊急事態宣言の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法に基づく住民接種（臨時接種）を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等からの要請に基づき、在宅療養患者への支援（見回り、食事の提供等）等を実施 ・道とともに、関係機関と調整・連携し、地域医療体制の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・道と連携し、市民に対して食料品、生活関連物資等の適切な購入を呼びかけるとともに、事業者に対して価格高騰、買占め・売惜しみが生じないように要請 	<p>【緊急事態宣言の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国から、要援護者の生活支援（見回り・介護・訪問診療・食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について要請を受け、道の協力を得つつ対応 	<p>【緊急事態宣言の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が円滑な火葬又は埋葬が困難かつ緊急の必要があると認め、当該市町村長以外の市町村長による火葬又は埋葬の手続きの特例を定めたとき、必要に応じ、特例に基づき対応 	
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・国の方針に従い、適宜協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行の第二波に備え、住民接種（新臨時接種）を継続 <p>【緊急事態宣言の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、国・道と連携し、流行の第二波に備え、特措法に基づく住民接種（臨時接種）を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国・道の取組に適宜協力 				<p>【緊急事態宣言の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道等からの要請に応じ、事業者に対する業務再開の周知に協力 ・国や道等と連携し、市内の状況を踏まえ、緊急事態措置を縮小・中止